官報
発行　内閣府
（原稿作成　国立印刷局）

目次

〔その他告示〕
○特定国外派遣組織を指定する件（総務二一六）　一
○公証人法第七条ノ二第一項の規定による指定の件（法務四九）　二
○砂防法第二条の土地を指定する件（国土交通六七五、六八〇）　二
○砂防法第二条の土地の指定を解除する件（同六七六）　二
○小型特殊自動車の型式を認定した件（同六七七、六七八）　二
○土地区画整理事業の関係図書を縦覧に供する件（同六七九）　三
○道路に関する件（関東地方整備局一八一～一八三）　三
○道路に関する件（四国地方整備局四九）　三
〔国会事項〕　三
〔皇室事項〕　三
〔官庁報告〕　三
官庁事項
登録船舶職員養成施設の登録事項の変更に関する公示（国土交通省）　三
登録海技免許講習実施機関の登録事項の変更に関する公示（同）　三
登録電子海図情報表示装置講習実施機関の登録事項の変更に関する公示（同）　三
気象庁防災業務計画の修正要旨の公表について（気象庁）　三
登録小型船舶教習所の登録事項の変更に関する公示（北海道運輸局、九州同）　三
登録特定操縦免許講習機関の登録事項の変更に関する公示（九州運輸局）　三
国家試験
令和八年度における土壌汚染調査技術管理者試験の実施について（環境省）　三
除籍の一部が滅失した件（法務省告示配九四）　三
〔公　告〕　三
諸事項
官庁
特定保険募集人の所在の確知等、建設業の許可の取消処分関係　三
裁判所
相続、公示催告、失踪、除権決定、破産、免責、特別清算、再生、所有者不明関係　三
会社その他　三〇

その他告示

○総務省告示第二百十六号

公職選挙法施行令（昭和二十五年政令第八十九号）第五十九条の五の三第一項の規定に基づき、次のとおり特定国外派遣組織を指定するので、同条第二項の規定に基づき、告示する。

令和八年六月九日　総務大臣　林　芳正

一　名称　令和八年度比国における米比海兵隊等との実動訓練（カマンダグ26）参加部隊
二　国外派遣期間　令和八年六月九日から令和八年七月三日まで
三　派遣人数（概数）　百十人程度
四　派遣地域　フィリピン共和国

○法務省告示第四十九号

公証人法（明治四十一年法律第五十三号）第七条ノ二第一項の規定により、次に掲げる公証人に電磁的記録に関する事務を行わせる。

この告示は、告示の日から効力を生ずる。

令和八年六月九日　法務大臣　平口　洋

東京法務局所属　公証人　山田　英夫

○国土交通省告示第六百七十五号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定するので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第一条の規定に基づき、告示する。

令和八年六月九日　国土交通大臣　金子　恭之

一　砂防法第二条の土地に係る河川の名称
桑谷川
二　砂防法第二条の土地の表示
三重県熊野市五郷町寺谷の区域内の土地のうち、次の一点から八点までを順次結んだ線、八点と九点を平成二十九年国土交通省告示第九百十九号で指定した同号三に掲げる土地の境界線に沿って結んだ線、九点から十七点までを順次結んだ線及び一点と十七点を結んだ線に囲まれた土地の区域（昭和三十九年建設省告示第十号で指定した桑谷川に掲げる土地の区域を除く。）

点	北緯	東経
1	33°58′33.3646″	136°03′33.5059″
2	33°58′33.4317″	136°03′33.5172″
3	33°58′33.0902″	136°03′36.7964″
4	33°58′34.3820″	136°03′38.4886″
5	33°58′34.7628″	136°03′41.2200″
6	33°58′37.1050″	136°03′44.9666″
7	33°58′36.6964″	136°03′47.5155″
8	33°58′37.7492″	136°03′48.3789″
9	33°58′36.5226″	136°03′50.4091″
10	33°58′34.4321″	136°03′48.5132″
11	33°58′34.7866″	136°03′46.0321″
12	33°58′32.9170″	136°03′42.9221″
13	33°58′32.6720″	136°03′39.9372″
14	33°58′30.6787″	136°03′37.4699″
15	33°58′30.7539″	136°03′34.9210″
16	33°58′31.4142″	136°03′33.9873″
17	33°58′31.9251″	136°03′33.2648″

○国土交通省告示第六百七十六号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により指定した次の土地の指定を解除する。

令和八年六月九日　国土交通大臣　金子　恭之